

第3回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方（案）

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No1～35は会議中に回答した内容）
1	会議中 経済的支援制度 (対象範囲)	資料1「主な意見に対する県の考え方」No12、13で生命又は身体への被害を受けた全ての方を対象とする制度はつくれないが、被害程度に応じた施策をつくることを考えているという理解で良いか。	経済的支援施策の制度設計にあたっては、被害の程度に基づいて対象範囲を決めています。
2	会議中 初回提訴の補助	資料1「主な意見に対する県の考え方」No21で、初回提訴費用については、「一定の資力基準（収入要件・資産要件）がありますが、法テラスの民事扶助制度（弁護士費用等立替制度）を活用していただくべきと考える」とあるが、この法テラス制度はあくまでも立替制度であり、弁護士費用は被害者負担となる。それでも県としてはこの制度は経済的支援策という考えなのか。	法テラスの貸付制度は、必要なときに必要な資金を確保できるという意味で経済的支援の一つと考えています。
3	会議中 指針の変更	資料1「主な意見に対する県の考え方」No3で「今後も犯罪被害者等の声を支援策に反映していくことは重要と考えており、声の聴き方やターゲットの絞り込み等も含めて検討していく」とあるが、具体的にどのように被害者の声を聴き取り、反映していくのか教えていただきたい。	今回「犯罪被害者の声」の声の聴き方については、方法なども含め大変悩んだ点でありました。声の聴き方やターゲットの絞り込み等も含め、検討を深めていきたいと考えています。
4	会議中 転居費用の補助	資料1「主な意見に対する県の考え方」8ページ（案）の転居費用の補助で、「敷金・礼金は含まないとある」が、荷物が少ない人であれば、引越代金は2～3万位だと思うが、県が考えている補助対象はそれだけなのか。	転居費用の補助の補助対象経費は、引っ越しを行った事業者に支払った金額を対象とする制度を考えています。 先行県の制度を参考に制度設計を検討しており、先行県においても、補助対象経費は引っ越しを行った事業者に支払った金額のみを対象としています。
5	会議中 再提訴費用の補助	資料1「主な意見に対する県の考え方」8ページ（案）の再提訴費用の補助対象は、裁判所に支払う印紙代や郵便費用のみが対象で、その提訴のための弁護士費用は含まれないという理解で良いか。	補助対象経費は再提訴に係る事務手数料を対象とする制度を考えています。弁護士費用を含むかどうかについては、今後検討を進めますが、先行県の制度を参考に制度設計を検討しており、先行県においても補助対象経費は事務手数料のみを対象としており、弁護士費用は含まれておりません。
6	会議中 経済的支援制度 (対象範囲)	資料1「主な意見に対する県の考え方」8ページ（案）の経済的支援制度で、対象の①～③は犯罪被害給付制度の対象と同じであり、④だけが対象外である。県では犯罪被害給付制度の対象者をカバーし、それ以外では④のみを対象に加えるという考えなのか。	経済的支援制度についてはこれからの制度設計になりますが、基本的に犯罪被害の打撃の大きい方から対象とし、それにプラスして、精神的な打撃が大きいにもかかわらず、支援策の薄い性犯罪被害者の方を対象としたいと考えています。
7	会議中 経済的支援制度 (対象範囲)	資料1「主な意見に対する県の考え方」No16で、支給対象者を「被害の程度等で判断する」とあるが、その判断基準はどのようなものか。	No16のストーカー被害について被害の程度等で判断すると記しましたが、これは個々の事例によって判断する必要があると考えているからです。現段階で具体的にお示しできる基準はありません。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No1～35は会議中に回答した内容）
8	会議中 制度の周知等	資料1「主な意見に対する県の考え方」No17の経済的支援制度の導入推進やNo24の県民の理解の増進などの県の考え方の中で、「民間支援団体と協議・連携して」とあるが、これから具体的な内容を詰めることになると思うが、現時点で分かる範囲でこうち被害者支援センターの役割を教えてください。	No17について、他県での事例ではありますが、支援制度を市町村へ導入をお願いする際に、被害者支援センターが主導的に働きかけたことによって、導入推進の効果があつたと聞いています。今後、本県で市町村へ制度導入をお願いする際にも、犯罪被害者等の実状を熟知しているこうち被害者支援センターの協力をお願いしたいと考えています。 No24の県民の理解の増進の記載でも、日ごろの付き添い支援の中でできることがあると考えており、こうち被害者支援センター様とは協議をして、一緒に支援の仕方を検討していきたいと考えています。
9	会議中 二次被害対策	資料1「主な意見に対する県の考え方」No5で、被害者は報道のされ方によっては、二重の被害、苦しみを受けており、県の考え方では「報道機関へ配慮を促す」とあるが、具体的な対応についても検討してほしい。	No5報道機関との関係について、前回の会議でも実態を意見としていただきましたので、指針の「中間とりまとめ（案）」の中にも盛り込ませていただきました。具体的な対応策については、今後検討していきたいと考えています。
10	会議中 経済的支援制度	資料1「主な意見に対する県の考え方」No17で「生活福祉に関する経済的支援策は基礎自治体の役目であり、その導入のために間接補助をしていく」ということは理解するが、足並みが揃わないことも容易に想像できる。被害者等が県内のどこの市町村に住んでいても同じサービスを受けられないと、制度導入の効果が薄れてしまうと思う。足並みを揃えるために導入期に補助率を10/10にするなどの措置を講ずれば、導入を推進するができると思うので検討いただきたい。	間接補助の割合等の協議はこれからですが、法律や条例に定める県と市町村の役割分担を踏まえると一定の負担は市町村にも担っていただきたいと考えています。市町村が実施する犯罪被害者等への経済的支援に対して他県では補助を行っていない道府県も多数ありますが、本県においては一定の役割を果たしていただくことを前提として制度設計を検討しています。
11	会議中 経済的支援制度	これまで推進会議の中で見舞金等の導入に向けて制度設計を検討してきたと思うが、県主体での制度設計が難しいということであれば、それに代わる支援策を検討してほしい。	検討を重ねてきた中で、本県で実現可能な制度として現在考えているのが「市町村と連携した経済的支援制度」であり、この制度の導入に向けて市町村と協議、調整をしていく考えです。
12	会議中 経済的支援制度	生活福祉に関する経済的支援策の実施主体は市町村であるという県の考え方に基づけば、二次被害の防止については県が主体で動くとしているので、それに係る費用に限定し、県が実施主体として経済的支援策の制度化を検討できないか。	二次被害防止に目的を限定した経済的支援策を県主体で制度化することは検討をしていません。 市町村において二次被害の防止のための支援を行うという気運が醸成されれば、助成の検討を行います。
13	会議中 指針の変更	「被害者の声」のとりまとめについて、県警、弁護士会、こうち被害者支援センターとかなり努力をし、意見を収集して、見舞金については必要であると根拠を示せたと思うが、県の考え方では制度化は難しいということである。そうであるならば、どのように調査を展開して行けば、「被害者の声」が救済制度として結びつくのか教えてください。	「被害者の声」のとりまとめでご意見をいただき、具体的な事例を明らかにできたことで、支援制度の具体的な検討につながったと考えています。県としては犯罪被害者等の実状を踏まえながら、限られた財源の中で優先順位をつけて検討していきたいと考えています。

NO	項目	ご意見 (No1～35は会議中、No36～58は書面)	県の考え方 (No 1～35は会議中に回答した内容)
14	会議中 経済的支援制度	「被害者の実態を知っているうち被害者支援センターと連携し、市町村へ制度化を働きかけしていく」と説明があったが、今回被害者の声をできる限り明らかにしたが、必要だと思われる施策のうち僅か一部しか制度化が検討されていないことを考えると市町村への働きかけにおいても苦戦すると思われる。県が誘導施策で市町村へ導入に結びつくという見込みについて具体的な考えがあるのなら説明してほしい。	市町村への働き掛けについては、経済的支援制度がどのようなものになるか説明できない段階では行えませんでした。これから市町村へ働き掛けをしていくところです。
15	会議中 指針の変更	資料2「中間とりまとめ(案)」2ページの「指針の変更」の項目で、第四次犯罪被害者等基本計画が来年度発表されると思うが、計画が発表されれば、改めて推進会議の中で指針の変更について検討されるつもりなのか。	「施策の進捗状況を踏まえて見直し」と定めており、変更に係る期間を定めるということではなく、必要に応じて見直しをするという考え方です。
16	会議中 ハンドブック	資料2「中間とりまとめ(案)」9ページに「相談窓口の職員向けに作成したハンドブックについて更新」とあるが、この8月に実施した犯罪被害の相談窓口の職員向けのブロック別説明会で、条例が施行されたにも関わらず、平成28年度に作成されたハンドブックが未だに配布されていた。早い時期の更新をお願いしたい。	指針を策定することにより、ハンドブックに盛り込む内容も変わると考えますので、来年度のできるだけ早い時期に改定をしたいと考えています。
17	会議中 指針の構成	資料2「中間とりまとめ(案)」10ページの各項目ごとに記載が統一されていないので、統一した方が良い。	いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」に反映することを検討させていただきます。
18	会議中 初期対応	初期対応の重要性を何度か議論してきたが、指針の項目においても初期対応に関するものについてはまとめて一つの項目を立てるなど考えてほしい。	初期対応について項目を立てることについて、検討させていただきます。
19	会議中 初期対応	被害者への初期対応については、資料2「中間とりまとめ(案)」13ページにある「被害者の手引」を警察で準備をしていると思うが、その内容を警察だけでなく、県やうち被害者支援センターとも共有し、どこでも同じ内容の支援が受けられる「被害者支援のガイドライン」の手引きとして被害者へ案内できる仕組み作りが必要である。	事務局で検討させていただきます。
20	会議中 指針の構成	経済的負担の軽減の中で「負担」と「補助」の言葉の使い分けがされているが、具体的に違いを教えてください。	(公費)負担とは、本人の費用の持ち出しがなく、全て支払いを公費で行うものとしています。補助とは、本人の費用の持ち出しに対して、定額または定率でその費用へ支援するものとして、使い分けをしています。

NO	項目	ご意見 (No1～35は会議中、No36～58は書面)	県の考え方 (No 1～35は会議中に回答した内容)
21	会議中 スケジュール	資料2「中間とりまとめ(案)」18ページの「市町村と連携した経済的負担の軽減」についてのスケジュールを教えてください。指針が策定されてから市町村へ働きかけるといふ考えなのか。市町村でも令和3年4月から制度開始とするならば、相当タイトなスケジュールになると思う。 全首長へ働きかけるとすると、町村会の日程が令和2年10月10日、令和3年3月2日しかなく、首長に話をした上で制度化へ動くとなると時間がない。	指針は来年3月に策定する予定ですが、策定後に市町村への働きかけに動き出すと制度導入が遅れてしまいます。予算の成立を前提として、10月末から11月位にかけて制度設計について市町村へ情報提供させていただくことを考えています。 首長に対しては、まずは紙ベースでご案内し、その後個別に訪問させていただきたいと思っています。また、会合等で各市町村の財政担当の方に説明できる機会も有効に活用していきたいと考えています。
22	会議中 弁護士相談費用の補助	資料2「中間とりまとめ(案)」17ページの(オ)「弁護士相談費用の補助」について、具体的な内容を説明してほしい。	弁護士相談費用の補助は予算として計上し、既に予算として持っています。活用方法についてはテラスの無料法律相談等の既存制度との調整が必要であり、まだ十分な調整はできていません。
23	会議中 転居費用の補助	資料2「中間とりまとめ(案)」17ページの(ア)「転居費用の補助」について、転居に係わる初期費用が払えないことを補うための施策と思うが、ストーカー被害など被害が重大化するのを避けるための引っ越しなども同様に支援してほしい。また、繰り返しになるが、引っ越し業者に支払う費用の補助だけでは、被害者支援としては不十分であるとする。	現在の制度(案)では、補助対象は引っ越し業者への支払い費用のみを想定しています。
24	会議中 再提訴費用の補助	資料2「中間とりまとめ(案)」17ページの(イ)「再提訴費用の補助」について、「被害者の声」で再提訴費用の補助が必要との意見は少なかったと思うが、それは初回提訴が費用がなく捻出できず、提訴できないからであり、犯罪被害者等の実状を踏まえれば初回提訴費用の補助について再考をお願いする。	「被害者の声」でも明らかになりましたが、被害者の受けたダメージを社会全体でどう救っていくのかということについては、大きな課題であると承知しています。ただ、県単独で全てをカバーすることはできないことから、国、県、市町村の役割分担の中で、被害の程度が大きい方から順に持続可能な支援を行うというのが基本的な考え方です。
25	会議中 経済的支援制度	資料2「中間とりまとめ(案)」18ページの(オ)「市町村と連携した経済的支援制度」について、県の説明で、実施主体は市町村であると繰り返し発言されているので、覆ることはないかも知れないが、市町村での導入は難しいということは皆が理解していることであり、再度「被害者の声」でも一番多く集まった意見であることを踏まえ再考いただきたい。	県と市町村との役割分担を踏まえ、生活資金に関する経済的支援については市町村で担っていただけるように働きかけをしていきます。
26	会議中 経済的支援制度	資料2「中間とりまとめ(案)」18ページの(オ)「市町村と連携した経済的支援制度」の対象範囲等は市町村の自主性に委ねることだが、市町村が対象範囲を県の補助対象外に拡大した場合でも、補助を検討することができるのか。	市町村が独自に対象範囲を広げたり、支援制度を導入することについては、県の補助対象経費に含まれていないものであれば、それを市町村単独で拡大していただくことになると考えます。ただ、制度自体が検討段階でありますので、個別の事案について回答できないことをご理解ください。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No1～35は会議中に回答した内容）
27	会議中 初回提訴費用	初回提訴費用の助成について、今回の制度化は難しいとしても、被害者が初回提訴の費用負担が大きく提訴を諦めたという数字を拾っていけば、検討は可能であるのか。そうであるならばモニタリング期間を設け実態を把握し、指針の見直しの際に再度検討してほしい。	実態を把握することは重要であり、ぜひ協力していただきたいと考えています。初回提訴費用が捻出できず提訴を諦めた事例や、示談に応じるほかなかった事例を関係機関に問い合わせし、実態を把握しようとしたのですが、各機関とも実態は把握されておらず、また他県の既存の制度でも委員がおっしゃるような意味での初回提訴費用の補助制度を導入している自治体は見つけれませんでした。
28	会議中 相談体制	心の教育センターでのLINE等のSNSによる相談対応について説明してほしい。 若い世代は、電話だとハードルが上がるがSNS等であれば相談しやすくなることもあると思う。	（教育委員会から回答） 心の教育センターでは、来所による相談、電話相談、Eメール相談及び高校生限定のLINE相談の相談業務を行っています。全ての県内の高校生にカードを配布して周知をしています。年間500件位の相談業務を様々なツールを使いながら行っています。 （警察から回答） 警察ではLINEについて導入を検討はしましたが、管理運営会社で内容を確認することができるため、情報漏洩の観点から現在は検討をしていません。
29	会議中 二次被害対策	資料2「中間とりまとめ（案）」22ページの（ウ）「地域警察監による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進」について、犯罪被害者等は安心する反面、近所に対して知られたくないというような場合もあると思うがどのような対応をしているのか。	（警察から回答） 被害者の希望を伺い、希望がある場合のみ訪問活動をするとしています。
30	会議中 情報提供	資料2「中間とりまとめ（案）」12ページ（ウ）「命の教育プロジェクト」について最近の状況を説明してほしい。特に性に関する指導についてはタブー視する動きがあり、なかなか進んでいないのではないのか。	（教育委員会から回答） 性に対する指導については学習指導要領に定められており、授業の中で行われております。しかし、課外活動の中に取り入れているかは学校間で格差があることも事実です。県の保健体育課のみならず、横断的に県全体として「指導手引き」をつくり、取組を進めていこうとしているところです。
31	会議中 指針の構成	資料2「中間とりまとめ（案）」28ページ（ア）「事業主の理解の増進」のところでも記載があるが、休業制度の周知については、20ページからの（4）「心身に受けた影響からの回復」の項目に追加（再掲）してはどうか。	いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」の20ページ（心身に受けた影響からの回復）に反映しました。
32	会議中 指針の構成	資料2「中間とりまとめ（案）」24ページ（5）「安全の確保」について、33ページの工「二次被害の防止の促進」は、被害者の視点で考えるとこの章で整備するべきではないのか。	他県では「二次被害の防止」を指針の中に具体的な施策として盛り込んでいるところはなく、まず「二次被害を防止するための啓発から始めるということで、資料2「中間取りまとめ案」の30ページ（1）「県民の理解の増進」の章の中に記載しましたが、掲載箇所については再度検討させていただきます。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No1～35は会議中に回答した内容）
33	会議中 雇用の安定等	資料2「中間とりまとめ（案）」28ページ（6）「雇用の安定等」について、犯罪被害に遭った人への対応は、雇用主や職場の同僚も経験がないため対応に苦慮することが予想される。それを補うために、職場のBCPも含めコンサルティングができるような体制作りが必要である。	「主な意見に対する県の考え方」No26にも記載しましたが、直ぐに仕組みづくりを検討することは難しいですが、知事部局、県警及びこうち被害者支援センターが中心となって支援体制を構築し、必要に応じて市町村や労働局等と連携しながら支援のコーディネートができる仕組みづくりを考えており、その中でできるところから対応していきたいと考えています。
34	会議中 指針の構成	資料1「主な意見に対する県の考え方」No26、27で「県、県警、こうち被害者支援センターが中心となって支援していく」という書き方について、センターでは今後研修等でスキルアップしていく必要があるが、現時点ではノウハウがなく、中心と記載されることは避けてほしい。	No26のとおり、知事部局、県警、こうち被害者支援センターのお互いが得意分野を活かし、連携しながら支援をしていきたいと考えています。協力しながら取組を進めていきたいという意味で記載しました。
35	会議中 雇用の安定等	資料2「中間とりまとめ（案）」28ページのア「事業主の理解の増進等」について、職員のメンタルヘルスの対応については、専門性が高く、県、県警、被害者支援センターが中心となって支援を推進していく際にも、専門家との連携が必要であると考えます。	県、県警、こうち被害者支援センターが連携して「調整会議（仮）」を運営していく中で、効果的な支援の方法などを議論していきます。
36	書面 指針の検証	資料2「中間とりまとめ（案）」2ページの「指針の検証」について、支援策の実施状況を検証することは当然として、支援策を実施できなかった事例（今回の指針では対象とならなかったが、被害者の要望のあった支援）を集計することが必要である。よって指針の検証の項に「支援対象とならず支援できなかった事例を丹念に調査し、検証することで、支援施策の改善を図っていきます。」と加筆してはどうか。	指針の検証の際、結果については適宜公表するものとします。また、引き続き犯罪被害者等の置かれている状況の把握に努め、支援施策の改善を図っていきます。
37	書面 指針の変更	資料2「中間とりまとめ（案）」2ページの「指針の変更」について、期間が明記されていないにも関わらず、「第4次犯罪被害者等基本計画に基づく…」と期間を限定する記載がされている。整合性が取れるような内容とされたい。	いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」2ページ（指針の変更）に反映しました。
38	書面 指針の構成（基本方針）	資料2「中間とりまとめ（案）」3ページの「基本方針」について、「第3条の基本理念に基づき、…」となっているが、理念を引用しているのであれば「 」を使うことも理解するが、そうはなっていないので、「 」を外すか、または、「 」内の内容を理念を引用したものに変更するべきではないか。	いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」3ページ（基本方針）に反映しました。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No 1～35は会議中に回答した内容）
39	書面 指針の構成 (推進体制)	資料2「中間とりまとめ（案）」7ページの連携図（高知県における犯罪被害者等支援連携イメージ）の記述において、様々な属性が混在しており、組織・機関に統一して記述するよう変更するようお願いしたい。	いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」7ページ（指針連携イメージ図）に反映しました。
40	書面 指針の構成	資料2「中間とりまとめ（案）」の中の記載内容が各行政機関の個別施策の羅列になっており、犯罪被害者等の立場に沿ったものにすべきである。例えば、9ページからの「相談窓口の設置、情報提供等」では犯罪被害者等支援にあたっての個別課題に沿って、どのような対応をとるのかを基準に項目を整理した方が良い。	いただいたご意見を踏まえ、相談窓口について犯罪被害者等の属性に応じた整理を行いました。
41	書面 指針の構成	資料2「中間とりまとめ（案）」の構成について、施策の羅列になっており、犯罪被害者等支援にあまり関係のないような施策まで盛り込まれており、焦点がぼやけわかりづらくなっている。犯罪被害者等支援に絞り込んだ施策で構成する方が良い。	指針の中には、犯罪被害者等支援に特化した施策と一般施策において犯罪被害者等も活用できる施策とを盛り込んで策定したいと考えています。 焦点がぼやけないような構成とし、「中間とりまとめ」に反映しました。 犯罪被害者等向けの支援施策の運用方法なども細かく記載する「被害者の手引き」や「被害者向けハンドブック」等に、犯罪被害者等に分かりやすく記載します。
42	書面 指針の構成等 ①②構成 ③二次被害 ④構成	資料2「中間とりまとめ（案）」の以下の項目は、記載箇所が不適當である。 ①11ページ（キ）「人権啓発センター」、12ページ（ウ）「いのちの教育プロジェクト」は、30ページからの（1）「県民の理解の増進」の項目が適當である。 ②21ページ（ア）「児童相談所職員の専門性の強化及び市町村の相談体制の充実」は、児童相談所に関する事なので、イ「教育現場における支援、相談体制の充実等」の項目には当たらない。 ③32ページからのエ「個人情報に配慮した情報提供」、オ「二次被害の防止の増進」は、24ページの（5）「安全の確保」の項目が適當である。 ④32ページ（ウ）「中学生・高校生を対象とした講演会の実施等」は、30ページの（ア）「県民の理解の増進」の項目が適當である。	【①、②について】 いただいたご意見を指針の「中間とりまとめ」に反映しました。 【③について】 24ページ「（5）安全の確保」の項で講ずる施策の方向性としては、犯罪の未然防止や再被害の防止するために必要な支援を実施することとしています。オ「二次被害の防止の増進」についても、犯罪の未然防止や再被害の防止のために必要である支援がありますが、法的整備が整っていない現段階では、県単独での対応は困難なため、まずは誹謗中傷等によって起こりうる事象について、県民への理解を深めることから取り組むことを目指し、30ページ「（1）県民の理解の増進」に項に掲載させていただきました。 【④について】 教育現場の人権教育のひとつとして位置づけ、32ページに掲載しました。

NO	項目	ご意見 (No1～35は会議中、No36～58は書面)	県の考え方 (No1～35は会議中に回答した内容)
43	書面 連携体制	相談支援について、県、警察、こうち被害者支援センターの緊密な連携が極めて重要であり、そのことについて指針の中に具体的な手順などを含めた踏み込んだ記述が必要である。	県、県警、こうち被害者支援センターが連携して「調整会議（仮）」を運営していく中で、具体的な連携の実績を積んでいきます。効果的な連携の手順が定まったところで指針に追記していきます。
44	書面 指針の構成	資料2「中間取りまとめ案」15ページからの(2)「経済的負担の軽減」について、県の施策以外の公的な支援制度と今回設ける県独自の支援制度にまとめるとわかりやすい。	指針の構成を、犯罪被害者等の分かり易さも考慮して検討します。また、犯罪被害者等向けの支援施策の運用方法なども細かく記載する「被害者の手引き」や「被害者向けハンドブック」等に、犯罪被害者等に分かりやすく記載します。
45	書面 指針の構成	資料2「中間とりまとめ（案）」15ページのア「犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等」について、情報提供に関することは9ページからのア「相談及び情報の提供等」に記述した方が良い。この項では経済的負担の軽減について、実質的な内容に絞って記述が望ましい。	県が直接実施する経済的負担の軽減制度ではないもので、情報の提供により犯罪被害者等の負担軽減になるものをこの項目における「情報提供等」としてまとめました。
46	書面 経済的負担の軽減	資料2「中間とりまとめ（案）」16ページのイ「犯罪被害給付制度の運用」はウ「公費負担制度の活用」にまとめて記載したほうが良い。	犯罪被害給付制度は犯罪行為により重大な被害を受けた被害者等に給付金を支給して、精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、犯罪被害の回復のために要する経費を犯罪被害者等に負担させず公費で負担する制度とは趣旨が異なります。一方、17ページのエ「犯罪被害者等への経済的支援制度」と類するものであるため、再整理を行います。
47	書面 日常生活の支援	被害初期における雇用主への対応や各種手続き（労災、傷病手当金の申請等）の支援を加えてはどうか。	犯罪被害直後の雇用主への対応や労災や傷病手当金の各種手続きについて、犯罪被害者等向けの支援施策の運用方法なども細かく記載する「被害者の手引き」や「被害者向けハンドブック」等に必要な窓口や申請までの流れなど、犯罪被害者等に分かりやすく記載します。
48	書面 転居費用の補助	転居費用の補助について、被害程度によって対象者の線引きを想定していると思うが、補助を必要とする被害者等に漏れがないように「その他知事が認めたもの」等を対象要件に加えてほしい。また、補助決定が迅速に実行されるような制度設計をお願いする。	いただいた意見は支援制度の交付要綱等の作成時に参考とさせていただきます。また、補助決定について、制度設計を進める中でできるだけ迅速に対応できるようにしていきます。
49	書面 転居費用の補助	転居費用の補助について、補助対象経費として、引越しの配送料だけでなく初期費用がカバーできるような制度設計をしてほしい。	現在の制度設計（案）では補助対象は引っ越し業者への支払い費用のみを想定しています。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No1～35は会議中に回答した内容）
50	書面 再提訴費用の補助	再提訴費用の補助について、補助対象経費に弁護士費用も加えてほしい。	現在の制度設計（案）では再提訴に係る手数料を想定しています。
51	書面 再提訴費用の補助	再提訴費用の補助の制度を検討しているのであれば、初回提訴費用の補助について制度化してほしい。	現段階では初回提訴費用の助成についての検討は考えていません。 なお、令和2年7月に法務省において、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」が設置され、法改正に向けた課題を含め広く検討、論点整理が行われているところですので、国の動きを注視していきます。
52	書面 再提訴費用の補助	再提訴費用の補助の制度化において、対象者の要件の中に「その他知事が認めたもの」と加えてほしい。また補助決定が迅速に実行されるような制度設計をお願いする。	いただいた意見は支援制度の交付要綱等の作成時に参考とさせていただきます。また、補助決定について、制度設計を進める中でできるだけ迅速に対応できるようにしていきます。
53	書面 経済的支援制度	経済的支援制度について、市町村への誘導施策での制度導入されるまでの間は、県から支給できるよう制度化を検討してほしい。難しいようであれば、県の補助率を10割とするなど強力な誘導施策としてほしい。	高知県犯罪被害者等支援条例に定めた、県と市町村の役割分担を踏まえ、市町村にも一定の負担をしてもらう制度を検討しています。
54	書面 経済的支援制度	経済的支援制度の制度化において、対象者の要件の中に「その他知事が認めたもの」と加えてほしい。また補助決定が迅速に実行されるような制度設計をお願いする。	いただいた意見は支援制度の交付要綱等の作成時に参考にさせていただきます。また、補助決定について、制度設計を進める中でできるだけ迅速に対応できるようにしていきます。
55	書面 二次被害対策	資料2「中間とりまとめ（案）」33ページのオ「二次被害の防止の促進」について、掲載場所を24ページの（5）「安全の確保」に移すほうが良い。	24ページ「（5）安全の確保」の項で講ずる施策の方向性としては、犯罪の未然防止や再被害の防止するために必要な支援を実施することとしています。オ「二次被害の防止の増進」についても、犯罪の未然防止や再被害の防止のために必要である支援がありますが、法的整備が整っていない現段階では、県単独での対応は困難なため、まずは誹謗中傷等によって起こりうる事象について、県民への理解を深めることから取り組むことを目指し、30ページ「（1）県民の理解の増進」に項に記載させていただきました。

NO	項目	ご意見（No1～35は会議中、No36～58は書面）	県の考え方（No 1～35は会議中に回答した内容）
56	書面 二次被害対策	資料2「中間とりまとめ（案）」33ページの（イ）「インターネット上の誹謗中傷」について、本人が気が付かないうち拡散してしまうことが懸念され、その対策としてメディアリテラシー、情報リテラシー、ネットリテラシーなど、メディアやネットなどのリスクについて被害者が理解できるよう説明に努め、場合によっては（ネットなどに理解がない被害者の場合など）、代行できる仕組みを作してほしい。	被害者に代わってメディアやネットの記事や書き込みについて削除要請等することは、法整備等が整っていない中、県単独での対応は難しく、国への提言等も含め、国、県、市町村、さらに国民全体で議論していく課題と考えています。
57	書面 二次被害対策	資料2「中間とりまとめ（案）」33ページの（イ）「インターネット上の誹謗中傷」について、警察のネットパトロールで、当該事件に関連する不適切な投稿などを積極的に調べ、必要なら本人へ伝え対応を促すことができるよう警察の対応を考えてほしい。	警察から被害者に対して、不適切な投稿をされていることを伝えた結果、被害者が精神的ダメージを受け、心身に支障を来すことも考えられます。人によっては、投稿内容を見て精神的なダメージを受けるのが嫌でネット情報を見ないようにしている場合もある中で、警察が取って積極的に伝えることが難しいと考えますが、被害者から相談があった場合には、その要望に添った対応を実施します。
58	書面 県民の理解	資料2「中間とりまとめ（案）」31ページのイ「犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業」について、毎年の犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に犯罪被害者等支援条例や支援に関する指針の周知のためイベントを計画してはどうか。また「条例ができたことで高知県の犯罪被害者支援がどう変わる」などのシンポジウムのような催しを開催してはどうか。	犯罪被害者週間の取組の充実は引き続き図っていきます。いただいたご意見は、具体的な取り組みの中で、参考にさせていただきます。